

○債務保証調査検討委員会規程

平成12年 4月20日

達第999号

(設置)

第1条 日本育英会職制第23条の規定に基づき、本部に債務保証調査検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、理事長の諮問に応じ、本会が行う学資の貸与に関する債務保証についての調査及び検討を行う。

2 委員会は、調査及び検討の結果を理事長に報告するものとする。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、管理部担当理事、返還部担当理事、企画広報部担当理事、管理部長、返還部長、企画広報部長及び関係課長（室長を含む。）をもつて組織する。

(委員長、副委員長及び幹事)

第4条 委員会に委員長、副委員長及び幹事を置く。

2 委員長は、管理部担当理事を、副委員長は、返還部担当理事を、幹事は、管理部長をもつてこれに充てる。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じ外部に調査等を委託することができる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 幹事は、委員会の事務を統括する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が会議を招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、返還部債権特別管理室が担当する。

(雑則)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成12年 4月20日から施行する。